



認可外保育施設集団指導 (家庭の保育事業) ～指導監督基準解説編～



東京都 福祉局 子供・子育て支援部
保育支援課 地域保育担当



立入調査・集団指導の目的



- ◆ 児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、基準への適合状況を確認する。



東京都の立入調査・集団指導



- ◆ 東京都では、令和6年度に立入調査を行い、指摘事項のなかった認可外の家庭的保育事業者に対して、指導監督基準を満たす旨の証明書を交付
- ◆ 証明書を有する事業者については、令和7年度から立入調査に代えて**動画視聴等**による集団指導を実施（毎年受講が必要）

（注）「運営状況報告」及び「集団指導」の未提出が続いた場合は立入調査を行うことがあります。



参考：

認可外保育施設指導監督基準

→ **東京都福祉局ホームページ**

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html>)

＞ 東京都福祉局

＞ 子供家庭

＞ 保育サービス

＞ 認可外保育施設について

＞ 指導監督要綱・指導監督基準について

● 認可外保育施設に対する指導監督要綱

● 別表1 認可外保育施設指導監督基準

● 別表2-2 評価基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

● 認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目

都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として都HPに掲載



※法令改正等により適宜改正あり

立入調査の流れ【一般的な流れ】



① 【都】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【都】対象事業者を選定、実施通知を送付



③ 【都】立入調査の実施



④ 【都】調査結果を通知



⑤ 【設置者】改善状況報告書の提出
(原則30日以内)

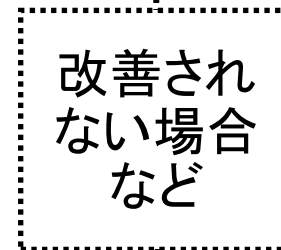


⑥ 【都】改善状況報告書の確認・再指導等

立入調査に代えて
集団指導を実施
(案内のちらしを
送付)



改善され
ない場合
など



立入調査【随時対応の場合】



- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



立入調査実施



立入調査の流れ【随時対応】



①【都】立入調査の実施

②【都】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【都】改善状況報告書の確認

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・著しく利用児童の安全性に問題がある場合 等

改善されない場合

⑤【都】改善勧告

⑥【都】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【都】公表

- ・弁明の機会の付与
- ・都児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【都】業務停止命令

又は施設閉鎖命令



立入調査における主な指摘事項

【認可外保育施設の主な文書指摘事項（令和6年度速報）】

指摘事項	件数
緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない	56
安全計画が策定されていない	40
入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみである	24
乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていない	23
その他：消防計画を作成していない、窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていない、救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない、等	263
合 計(延べ)	406



【認可外保育施設の主な口頭指導事項（令和6年度速報）】



指摘事項	件数
サービス利用者に交付する書面の内容が不十分なので是正すること	75
保育従事者の外部研修等への参加が全くない。または施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていないので是正すること	32
利用者の見やすい場所における施設及びサービスに関する掲示の内容が不十分なので是正すること	28
入所後の乳幼児の健康診断を1年に1回しか実施していないので是正すること	23
避難・消火訓練が毎月実施されていないので是正すること	23
その他：調理、調乳に携わる職員の検便が月に1回、実施されていないので是正すること 等	64
合 計(延べ)	245



保育に従事する者及び資格について



＜＜保育に従事する者の数＞＞

原則として常時 2 人以上

評価基準 1－(1)

※ただし、有資格者である場合、乳幼児の数が 3 人以下までは 1 人の配置可

＜＜保育に従事する者の資格＞＞

評価基準 1－(2)

有資格者とは：保育士、看護師又は
家庭的保育研修修了者

※看護師には保健師、助産師を含む



防災上の必要な措置について



＜＜非常災害に対する措置＞＞

評価基準3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

例えば、

○避難経路や消火用具の場所の確認

○事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする

などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。



消防計画が適正に作成され届出が行われているか



非常災害に対する措置として、具体的な計画＝消防計画の作成が必要【全施設】

評価基準3-(2)-a

※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※ 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。



避難消火訓練は毎月1回以上行われているか



- ◆ 避難訓練・消火訓練は、どちらも毎月1回以上実施することが必要

評価基準3-(2)-b

- ※ 訓練は、実際の行動を伴う訓練とする。
(図上訓練は、避難訓練に当たらない)
- ※ 不審者訓練は、非常災害に対する訓練とならないので、別に避難消火訓練の実施が必要
- ※ 消火器の場所等の確認は、消火訓練には当たらない。
- ※ 訓練記録はそれぞれの訓練の具体的内容がわかるように作成する。



保育内容について①



《主な調査事項》

評価基準5－(1)

①保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。

(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)

- 子供の発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- 子供の遊び等に関する事項 など



保育内容について②

②保育に従事する者に関する研修を受講しているか。

評価基準5－(2)－a

➤ 保育従事者の質の向上のため、研修を受講してください。

(定期的に受講することが望ましいです。)

(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育
施設職員テーマ別研修 など

③保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

評価基準5－(3)－a

➤ 連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。



乳幼児の人権に配慮した保育内容①



乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

評価基準5-(2)-b

- 乳幼児に身体的苦痛等を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。



乳幼児の人権に配慮した保育内容②



虐待・不適切な保育に関する事例

◆ 令和2年6月

保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、**強制わいせつ容疑で逮捕**

◆ 令和3年10月

保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。

◆ 令和4年8月

保育者が、男子児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、**強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決**

◆ 令和5年5月

保育者が、1歳の赤ちゃんを抱き抱えた状態からベッドの上に繰り返し落として暴行したとして、**書類送検**



乳幼児の人権に配慮した保育内容③



保育者による虐待の例

◆身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- 児童を激しく揺さぶる。
- 戸外に閉め出す。



乳幼児の人権に配慮した保育内容④



◆心理的な虐待・人格を尊重しないかわり

- 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、**人格を無視した言葉や傷つけるような言葉**を投げかける。
- 「早く寝てよ」、「〇〇しなさい」など、**物事を強要するような言葉**を投げかける。
- 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して**脅すような言葉**を投げかける。
- **大きな声**を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして**大きな音**を出し、児童を萎縮させる。



乳幼児の人権に配慮した保育内容⑤



◆性的な虐待

- 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真を撮る。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、性的部位に触る、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

◆ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

健康管理・安全確保について①



＜＜乳幼児の健康状態の観察＞＞

評価基準7－(1)

①預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

➤ 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

②引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

健康管理・安全確保について②



評価基準7-(2)

<<健康診断>>

- ◆ 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。

<<検便>>

- ◆ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要

健康管理・安全確保について③



＜＜主な調査事項＞＞

評価基準7-(5)-a

① 安全計画を策定し、安全計画に従い安全確保に配慮した保育が実施されているか。

- 設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアルの整備や徹底をお願いします。

評価基準7-(5)-b

② 安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。

- ケガや急病等における**応急手当の実践**、ヒヤリ・ハット時の**事故防止意識の再確認**が必要です。

評価基準7-(5)-c

③ 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。

安全計画は策定されているか



○令和5年4月1日より

保育所を利用する児童の安全を確認するための取組を
計画的に実施するための計画の策定義務化

(基準7(8))

⇒「保育安全計画例」、「保育所等が行う児童の安全
確保に関する取組と実施時期例」などを参考に必要
事項等について年間スケジュールを定め、定期的
に見直しを行う。

<例>

- ・施設の設備等の安全点検
- ・園外活動等を含む活動、取組等における職員や保護者への安全指導
- ・職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組



安全計画

保育所安全計画例

(別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
☐ 午睡	年 月 日	年 月 日	
☐ 食事	年 月 日	年 月 日	
☐ プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
☐ 園外活動	年 月 日	年 月 日	
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
☐ 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	



安全計画

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
乳児・1歳以上 3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月



安全計画

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者



安全計画

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--



緊急通報訓練が1年以内に1回実施されているか



◆ 保育中（食事、午睡、水遊び等の場面）の事故等を想定した救命救急の通報訓練（119番通報等の訓練）の実施が必要

※ 救命講習を受講した職員を中心に、児童が意識不明となった場合に全ての職員が救命処置ができるように訓練を実施する。

※ 避難訓練・消火訓練とは別に実施する。

※ 行動を伴わない訓練は、実施したとみなされない。

※ 訓練の具体的内容がわかるように記録する。

健康管理・安全確保について⑦



＜＜主な調査事項＞＞

①事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に
実技講習を受講しているか。

評価基準7-(5)-g

- 消防署主催の救命講習（実技講習を伴うもの） 又は これと同等の内容の講習 を 定期的に 受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

※消防署主催の救命講習と同等の内容の講習かどうかについての確認は、**子供・子育て支援部 保育支援課 地域保育担当（03-5320-7775）** までお問合せください。

②賠償責任保険等に参加するなど、事故に備えている
か。

評価基準7-(5)-h

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。



健康管理・安全確保について⑧



③ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

評価基準7-(5)-j

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

④**重大事故**が発生した場合、速やかに報告をしているか。

評価基準7-(5)-i

- **死亡事故**や治療に**30日以上かかるケガ**等が発生した場合は所定の様式で東京都へ報告が必要です。

(参考) 事故防止について：

「ヒヤリ・ハット調査『誤飲等による乳幼児の危険』調査報告書」

(令和3年6月東京都生活文化局(東京くらしWEB))

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/hiyarihat/>



利用者へのサービスに関する内容の提示



利用者へサービスに関する内容の提示をしているか

評価基準8－(1)

- 利用者に対し、サービス内容に関して、必要な14項目を書面等により提示してください。

◆ 提示が必要な項目

- a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地
- c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間
- e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- f 利用定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況
- h 設置者の研修の受講状況
- i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項
- n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」にも掲載してください。（令和6年4月1日より義務化）



サービス利用者に対する契約内容の書面等による 交付及び説明



①サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。

評価基準8－(2)

- 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な8項目を書面等に全て記載した上で交付してください。

◆書面等による交付が必要な項目

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 事業所の名称及び所在地
- d 事業所の管理者の氏名
- e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

②サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。



ここdeサーチに施設情報が掲載されているか①

以下の事項について、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」の施設情報に掲載されているか。



- ☐ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ☐ 建物、その他の設備の規模及び構造
- ☐ 施設の名称及び所在地
- ☐ 事業を開始した年月日
- ☐ 開所している時間
- ☐ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- ☐ 入所定員
- ☐ 保育士その他の職員の配置数又はその予定



ここdeサーチに施設情報が掲載されているか②



- ☐ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ☐ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策
- ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ☐ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

- ・施設名、所在地、設置者の入力・修正は届出をお願いいたします。
- ・その他の施設情報の入力・修正は、年3回程度、Logoフォームのシステムからメールで依頼する「補正依頼」の機会をお願いいたします。

【参考】令和7年8月19日付事務連絡「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載している施設情報の修正について（令和7年9月）」（東京都福祉局子供・子育て支援部）



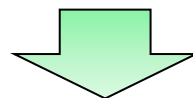
今後の流れ



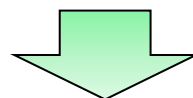
①本動画を含めた3つの動画を視聴

- ・ 制度概要編
- ・ 指導監督基準解説編
- ・ 保育園での事故を防ぐために

本動画



②受講報告書を作成してください。

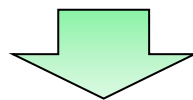


③資格証等の書類と合わせて各自治体に提出してください。

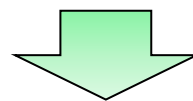
※上記①～③は、令和8年1月7日（水）までに終了させてください。



今後の流れ



④集団指導の終了後 1 ～ 2 か月程度で、東京都より各自治体を通じて集団指導の結果を通知いたします。



⑤結果通知に、改善を要する事項（指摘）がある場合、期限までに（結果通知をおこなった日から概ね 30 日以内）に「改善状況報告書」の提出をお願いいたします。



**子どもを預かることは、
命を預かる大変責任の
重い仕事であることを
十分認識し、事業を
行ってください。**